

## 千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

### 1 目的

本募集要項は、千葉市（以下、「本市」という。）が「千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託」（以下、「本委託」という。）の受注者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）で選定する際に、必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務委託名

千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託

#### (2) 委託内容

別紙「千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託 特記仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成37年2月28日まで

#### (4) 委託限度額

201,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (5) 担当課

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課

住所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043(245)5044

FAX 043(245)5577

E-mail: shinchosha.FIA@city.chiba.lg.jp

ホームページ :

<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shinchosha/choshaseibi/index.html>

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）は、次の参加資格要件を全て満たす単体企業であることとします。

#### (1) 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャー（以下、「CMr」という。）

として、公的主体が発注する新築、増築、改築の工事（事務所機能を含む建築物に限る。）に伴って行われた実施設計段階及び工事段階におけるコンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）を行った実績があること（平成16年4月1日以降に契約され、参加申込書提出日までに完了（全体計画の一部が完了でも可とする。）しているものを対象とする。）。

※公的主体が発注する工事

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号) 第2条第2項に定める公共工事

- 「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事
- (2) 本募集要項「4 業務実施上の条件（1）主任技術者等の資格及び実績要件」を満たすこと。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (4) 平成30・31年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しないものであること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- イ 当該業務の業務提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- オ 本市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- カ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を業務提案書の提出の日から受注者の決定の日までの間に受けている者
- キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ク 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者
- ケ 本市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- コ 本市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- サ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (6) 参加資格確認の日から契約締結の日までの間、本市から指名停止を受けていない者であること。
- (7) 千葉市新庁舎整備工事の受注者でない者、又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

※千葉市新庁舎整備工事の受注者は以下の企業である。

代表企業 大成建設株式会社

構成員 鶴沢建設株式会社

※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

※なお、市と参加者が本委託に係る契約を締結した後、本委託の実施に関して参加者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者を協力企業とする（参加者から直接、業務を受託し又は請け負うことを予定している者に加え、協力企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している者を含む）。協力企業は参加者としませんが、千葉市新庁舎整備工事の受注者である者、又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、本委託の協力企業になることはできない。

(8) 千葉市新庁舎整備工事において、当該工事の受注者から業務を受託又は請け負っていない者、当該受注者の受託者から業務を受託又は請け負っていない者、若しくは当該受注者の下請業者から業務を受託又は請け負っていない者であること。

※本委託を受注した場合、受注者及び協力企業は、千葉市新庁舎整備工事において、当該工事の受注者から業務を受託又は請け負ってはならない。また、当該工事において、当該受注者の下請業者から業務を受託又は請け負ってはならない。

#### 4 業務実施上の条件

業務の実施にあたっては、次の条件を満たしていることとします。

##### (1) 主任技術者等の資格及び実績要件

本委託の遂行にあたっては、次に示す資格及び実績を有する主任技術者等を適切に配置した業務実施体制を構築すること。（技術者は受注者に所属するものに限る。以下の担当を 1 名で複数兼務することは認めない。）

ア 主任技術者（業務の技術上の管理を行う者）

CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー）及び一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似の業務に携わった実績があること。

イ CM業務を担当する各分野の担当技術者

(ア) 全体統括

CCMJ 又は一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似の業務に携わった実績があること。

(イ) 建築（建築計画）

一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（設計に係るものに限る。）に携わった実績があること。

(ウ) 建築（構造）

構造設計一級建築士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（構造に係るものに限る。）に携わった実績があること。

(エ) 電気設備

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（電気設備に係るものに限る。）に携わった実績があること。

(オ) 機械設備（給排水衛生・空調換気・昇降機）

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（機械設備に係るものに限る。）に携わった実績があること。

(カ) 建設コスト管理

建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（建設コスト管理に係るものに限る。）に携わった実績があること。

(キ) 工事施工計画

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、本委託と同種又は類似した業務（施工に係るものに限る。）に携わった実績があること。

**【同種業務】**

公的主体が発注する新築、増築、改築の工事（事務所機能を含むものに限る。）に伴って行われた実施設計段階又は工事段階のCM業務のうち、平成16年4月1日以降に契約され、参加申込書提出日までに完了（全体計画の一部が完了でも可とする。）しているものを対象とする。

**【類似業務】**

事務所等、又は平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型4から12に該当（事務所機能が含まれるものに限る。）する建築物の新築、増築、改築に伴って行われた実施設計段階又は工事段階のCM業務のうち、平成16年4月1日以降に契約され、参加申込書提出日までに完了（全体計画の一部が完了でも可とする。）しているものを対象とする。

(2) 業務を受託した場合の履行

参加者は、本募集要項に基づき提出した業務実施体制により業務を履行するとともに、応募時の提案事項の実現に向け、課題の有無等を検討することとします。課題がある場合は改善策の提案を行い、発注者の承認を得て業務を遂行することとします。

## 5 参加に関する手続き

### (1) スケジュール

	内容	日程
①	公募型プロポーザル募集要項公表	平成31年2月12日(火)
②	参加申込書受付	2月12日(火)～2月20日(水)
③	質問受付	2月12日(火)～2月15日(金) 正午
④	質問回答	2月19日(火) 予定
⑤	参加資格確認及び結果通知	2月25日(月) 予定
⑥	業務提案書受付	2月25日(月)～2月28日(木) 正午
⑦	ヒアリング	3月6日(水) 予定
⑧	優先交渉権者(受注候補者)の公表	3月中旬

### (2) 参加申込み

参加を希望する者は、以下により必要書類を提出することとします。

#### ア 受付期間

平成31年2月12日(火)から2月20日(水)までの平日午前9時から午後5時までとします。

#### イ 提出方法

持参又は郵送によることとします。郵送の場合は、封筒表面に「千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託 公募型プロポーザル募集 参加申込書 在中」と朱書きし、書留の扱いのうえ上記期限日必着のこととします。なお、事故等による未着について、本市では責任を負いません。

#### ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課(千葉市役所本庁舎5階)

#### エ 提出書類

①	参加申込書	様式第1号
②	誓約書	様式第2-1号
③	資本関係又は人的関係に関する誓約書	様式第2-2号
④	参加者に所属する技術職員の状況	様式第3号
⑤	参加者の同種業務実績(一覧)	様式第4号
⑥	参加者の同種業務実績(詳細)	様式第5号
⑦	主任技術者の経歴等	様式第6号
⑧	担当技術者の経歴等	様式第7-1～7号
⑨	会社の概要を説明した資料(会社案内パンフレット可)	
⑩	「3 参加資格要件(1)」を確認できる資料	

オ 提出書類の記入上の留意事項

(ア) 参加者の同種業務実績（様式第4号及び様式第5号）

本募集要項「4 業務実施上の条件（1）主任技術者等の資格及び実績要件」に記載の「同種業務」に該当するCM業務の業務実績を3件以内で記入してください。また、最低1件は、本募集要項「3 参加資格要件（1）に掲げる要件を満たす実施設計段階から工事段階までの同種実績を記入してください。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるもののほか、CMの段階、工事種別、用途等が同種実績を満たしていることを確認できる資料を添付してください。

(イ) 主任技術者及び各担当技術者の経歴等（様式第6号及び様式第7-1～7号）

本委託を担当する主任技術者及び担当技術者について、以下により記入することとします。

a 資格

資格の種類は、様式に記載された資格について記入してください。なお、記入した資格については、資格者証の写し等、資格を有することを証明する資料を添付してください。

b 業務実績

本募集要項「4 業務実施上の条件（1）主任技術者等の資格及び実績要件」に記載の「同種業務」または「類似業務」に該当するCM業務の業務実績を1件記入してください。

(ウ) 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、平成31年2月25日（月）（予定）までにその結果を、電子メールにより通知します。

(3) 内容に関する質問

本プロポーザルの実施においては、説明会を行わないため、本募集要項、「千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託公募型プロポーザル評価基準」及び「千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託特記仕様書」（以下「本募集要項等」という。）の内容について、以下のとおり質問を受け付けます。

ア 受付期間

平成31年2月12日（火）から2月15日（金）正午までとします。

イ 提出方法

電子メールによることとします。持参、郵送、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けません。電子メールの件名は、「プロポーザル募集質問書」とし、質問書を提出したときには、必ず電話で提出の旨を連絡してください。

提出先電子メールアドレス：shinchosha.FIA@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書（様式第 8 号）

エ 質問に対する回答

平成 31 年 2 月 19 日（火）（予定）までに、本市ホームページにて公開します。

なお、質問の回答内容については、本募集要項等の追加又は修正とみなします。

（4）業務提案書の提出

参加資格確認結果通知を受けた者は、以下により業務提案書を提出することとします。

ア 受付期間、受付時間

受付期間は、平成 31 年 2 月 25 日（月）から 2 月 28 日（木）正午までとします。受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

イ 提出方法

持参又は郵送によることとします。郵送の場合は、封筒表面に「千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託 公募型プロポーザル募集 業務提案書 在中」と朱書きし、書留の扱いのうえ上記期限日必着のこととします。なお、事故等による未着について、本市では責任を負いません。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課（千葉市役所本庁舎 5 階）

エ 提出書類

下記①から⑤の内容を記載した所定の様式又は任意の様式を、紙及び電子データ（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式又は PDF 形式）を記録した CD-ROM（又は DVD-ROM）にて作成してください。

①については、紙媒体のうち正本については押印してください。

②～⑤については、副本として 1 2 部作成し、容易に散逸しないようにホチキス等で止めてください。また業務提案書の内容から参加者の企業名が判別できる表現を使用しないでください。

①	業務提案書鑑	様式第 9 号
②	業務提案書（業務方針）	様式第 10 号
③	業務提案書（工程計画）	様式第 11 号
④	業務提案書（取組方針）	様式第 12 号
⑤	価格提案書	任意様式

オ 業務提案書の作成（様式第 10 号～12 号）

文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、必要に応じて、文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述してください。

また、参加者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は行なわないでください。

(ア) 業務方針（様式第 10 号）

本委託の業務方針について、以下の内容を記述してください。

- 本業務への実施方針
- 業務実施体制
- CM事業者 zu 期待される調整業務

(イ) 工程計画（様式第 11 号）

本委託における工程計画について、記述してください。

(ウ) 取組方針（様式第 12 号）

本委託の取組方針について、以下の内容について、記述してください。

- スケジュール・マネジメント
- コスト・コントロール
- 品質マネジメント

カ 価格提案書（参考見積書）

価格提案書は税込（消費税率及び地方消費税率 10%）で記載し、作業者の単価及び人工数を特記仕様書に示す業務内容及びその他必要な業務内容ごとかつ年度ごとに記述した内訳明細書を提出してください。

(5) ヒアリング

業務提案書の提出者に対し、ヒアリングを実施します。

ア 開催日 平成 31 年 3 月 6 日（水）を予定しています。

イ 出席者 本委託を担当する主任技術者、担当技術者（全体統括）を必須とし、その他各担当技術者の中から選出した計 3 名以内とします。

ウ 内容 業務提案書に対する質疑応答

エ 時間 30 分程度

オ 留意事項

(ア) ヒアリングの際には、参加者を特定することができるような表現は行わないでください。

(イ) ヒアリングに参加しない場合は、審査の対象となりません。



## 6 受注者の決定方法等

### (1) 選定方法

「千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託 公募型プロポーザル選定委員会」の委員が、提出された業務提案書及びヒアリングにより評価します。

### (2) 評価基準

	評価項目		配点基準
定量的事項に係る審査	参加者の実力	参加者に所属する技術職員の状況	14
		参加者の同種業務実績	
	担当チームの能力	主任技術者及び担当技術者の同種業務実績	16
	価格提案	業務価格の経済性	10
定性的事項に係る審査	担当チームの対応 (業務提案書)	業務方針	60
		工程計画	
		取組方針	

### (3) 優先交渉権者（受注候補者）・次点者の決定方法

ア 最も得点が多い参加者に優先交渉権を与え、その次に得点が多い参加者を次点者とします。

イ 最も得点が多い参加者が複数あった場合は、「定性的事項に係る審査」で得点が多い参加者を優先交渉権者（受注候補者）とします。

ウ 上記イにおいてなお同点の場合は、くじにより優先交渉権者（受注候補者）を決定します。

エ 次点者となる参加者が複数あった場合は、上記イ～ウを準用して決定します。

### (4) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 価格提案額（見積額）が委託限度額を超過した場合

イ 提出書類の提出方法、提出先又は提出日が本募集要項で指定した条件を満たさない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出書類に重大な誤脱があった場合

オ 業務提案書の提出以降、契約に至るまでの間に本募集要項「3 参加資格要件」に掲げる要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

カ 審査の公平を害する行為があった場合

キ その他、本プロポーザルにあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(5) 選定結果の通知

選定結果については、ヒアリング実施後、採用、不採用にかかわらず参加者全員に電子メールにより通知するほか、本市ホームページに公表します。

なお、選定結果に関する異議申し立ては受け付けません。

7 契約条件

(1) 契約の締結

ア 優先交渉権者（受注候補者）と詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、双方合意のうえ、価格提案書の金額を上限額として見積合わせを行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約を締結することとします。

イ 優先交渉権者（受注候補者）と契約の合意にいたらなかった場合には、本市は順次、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結することとします。

(2) 配置予定技術者

本募集要項に基づき提出した配置予定の主任技術者及び各担当技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできないこととします。

(3) 契約保証金

当該契約金額の100分の10以上の額を収めることとします。

ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とします。

(4) 契約書の作成

受注者決定後、速やかに契約書を作成することとします。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(6) 支払条件

各年度1回を限度に部分払いを請求することができます。受注者は部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求し、確認の検査を受ける必要があります。

委託限度額201,000千円のうち平成31年度の支払限度額は54,000千円、平成32年度から平成36年度までの合計の支払限度額は147,000千円とします。また、各会計年度における委託料の支払限度額は、前述の支払限度額の範囲内で、入札参加者と協議により決定しますが、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがあります。

8 留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とします。

- (2) 提出された業務提案書等は一切返却しません。
- (3) 業務提案書や選定結果は、第三者から公文書開示請求があった場合、開示の対象となります。ただし、本プロポーザル選定期間中は、千葉市情報公開条例（平成12年条例第52号）第7条の規定に基づき、開示の対象としません。
- (4) 本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはなりません。
- (5) 本市は業務提案書を本委託の選定以外に無断で使用しません。
- (6) 業務提案書の提出後、本市の判断によりヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがあります。
- (7) 業務提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととします。
- (8) 本委託にかかる平成31年度当初予算の議案議決が得られない場合は、契約手続きを中止します。なお、それに伴う責めを本市は一切負いません。
- (9) 本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに公表します。

#### 【参考資料】

- (1) 千葉市新庁舎整備工事の落札者が提出した技術提案書については、当該資料のデータを記録したCDを貸与しますので、別紙1「貸与に関する誓約書」に必要事項を記載のうえ、下記へ提出してください。

提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課（千葉市役所本庁舎5階）

- (2) 下記資料については、新庁舎整備課のホームページでご覧いただけます。

ア 千葉市新庁舎整備工事要求水準書

イ 千葉市新庁舎整備工事基本設計図書

ウ 千葉市新庁舎整備工事に係る入札説明書等に関する質問への回答書

<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shinchosha/shinchosha-nyuusatukoukoku.html>